

事 務 連 絡  
令和4年4月11日

一般乗用旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局山形運輸支局  
首席運輸企画専門官

タクシーの乗降に係る料金の設定について

標記について、東北運輸局自動車交通部長より別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員関係事業者に対し周知願います。

事 務 連 絡  
令 和 4 年 4 月 5 日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

タクシーの乗降に係る料金の設定について

標記について、令和4年3月31日付けで国土交通省自動車局旅客課長より別添のとおり事務連絡がありましたので了知されるとともに、関係団体あてに周知願います。

事務連絡  
令和4年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

タクシーの乗降に係る料金の設定について

今般、「ユニバーサルデザインタクシーにおける料金の適切な取扱いについて」（令和3年8月16日付け事務連絡）に関する基本的な考え方や対象外となる内容等について整理し、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長に対し通知したので、その旨了知されるとともに、各地方運輸局等においても管内事業者への周知を図られたい。

事務連絡  
令和4年3月31日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

### タクシーの乗降に係る料金の設定について

「ユニバーサルデザインタクシーにおける料金の適切な取扱いについて」（令和3年8月16日付け事務連絡。以下「令和3年8月事務連絡」という。）において、車いすの利用者がユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）を利用する際の乗降（スロープ等で車両に乗り降りする行為をいう。以下同じ。）の対価として追加的な料金を収受する行為に関する取扱いについて連絡したところであるが、令和3年8月事務連絡に関する基本的な考え方や対象外となる内容等について、下記のとおり整理するとともに、別紙のとおり一問一答を作成したので、その旨了知されるとともに、その取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。

#### 記

##### 1. 道路運送法における乗降に係る料金の設定に関する考え方について

一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者（以下「事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条の3第1項又は第3項の規定により、旅客の料金を定めるときは、国土交通大臣による認可等が必要となる。

ここでいう「料金」について、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付け国自旅第100号）では、「介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である」としている。

他方で、タクシーに乗り降りする行為自体は、健常者や障害者を問わず、誰

もが一般乗用旅客自動車運送事業による運送サービスを受ける上で、例外なく必要となる行為であり、運送と密接不可分な関係にあることから、「介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金」には該当せず、運送に直接伴う行為として、法の料金として認可等を受ける必要がある。

しかしながら、乗降に係る料金は、車いす利用者など特定の旅客のみに負担を求める料金であることから、法第9条の3第2項第2号「特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に抵触するものであり、認可等を行うことはできない。

以上の考えに基づき、令和3年8月事務連絡では、「UDタクシーを利用する車いす利用者に対して、乗降の対価として追加的な料金を収受する行為が発覚したところであるが、当該行為は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第30条第3項の規定に反するものとして、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない行為に該当し得る」として、乗降に係る料金についての考え方を示したところである。

令和3年8月事務連絡の更なる周知徹底を図る観点から、本事務連絡の2.から4.までにおいて、事業形態、車両及び介助サービスの内容に応じて、乗降に係る料金がどのように整理されるのか示すこととする。

## 2. 令和3年8月事務連絡の対象外となる事業形態について

事業者の中には、福祉限定事業者（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）に基づき許可を受けた者又は事業計画上福祉輸送サービスのみに限定した車両の運用を行う者）として、障害者等を対象に福祉輸送サービスに専念して事業（以下「福祉限定事業」という。）を行うものが存在する。

この点、福祉限定事業は、高度な福祉輸送サービスを質・量の両面で着実に提供するために導入され、一般タクシーよりも規制を柔軟に取り扱っているところであり、例えば、運賃について見ても、より高度な福祉輸送サービスが提供されるよう、送迎サービスの内容に応じて多く収受することも認めているとおり、旅客を一律に扱う運賃を運用していなくとも「不当な差別的取扱い」に該当しないものとして扱っている。

これは、福祉限定事業者は、通常の事業者に比して、より高度な福祉輸送サービスの提供が念頭に置かれていることから、単に運送サービスの一面をとっても、福祉サービスが付加される割合が高いための特的な取扱いである。

このような考え方は、令和3年8月事務連絡にも適用できるものであり、また、実態上も乗降に係る料金を設定する事例が見受けられることから、仮に、運賃を旅客一律に扱うようにする場合や、乗降に係る料金の設定を認めない場

合、高度な福祉輸送サービスの提供が却って妨げられるおそれがあることも踏まえ、福祉限定事業に関しては、乗降が福祉輸送サービスの一環である現状を考慮し、令和3年8月事務連絡の対象外として、認可等の特段の手續なく、乗降に係る料金を設定できるものとする。

### 3. 令和3年8月事務連絡の対象外となる車両について

令和3年8月事務連絡は、UDタクシーについての見解を示したものであるが、1. のとおり、車両に関わらず、乗降に係る料金を設定することはできない。

ただし、2. のとおり、以下に掲げる福祉輸送事業の用に供する車両については、令和3年8月事務連絡の対象外となる。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可を受けた者が保有する車両（セダン型等の一般車両を含む）。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者が事業計画（事業用自動車の数）において「特殊車両」として届出をした福祉輸送サービスに供する車両。

### 4. 令和3年8月事務連絡の対象外となる介助サービスについて

乗降に係る料金については、原則として、1. のとおり認められないが、以下に掲げる事例については、運送と密接不可分ではないものと考えられるため、令和3年8月事務連絡の対象外となる。

なお、個々具体的な行為は、その行為の様態によって、最終的にはそれぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行う必要があるため、不明な場合には、その都度国土交通省に照会されたい。

#### (1) 運送以外の介助サービスを提供する場合

利用者がタクシーに乗車する前後において、利用者の移動を介助する行為（ベッドから車いすへ移乗する行為や、降車後に病院まで介助してお連れする行為等）については、「運送に直接伴うものではない料金」と解して差し支えない。

#### (2) 乗降を含む一連の介助サービスを提供する場合

乗降のみならず、移動中又は乗車前後において、一連の介助サービス（乗降介助、看護師やヘルパーの付き添い、医療機器の使用等）を提供する場合、乗降に係る対価が含まれている場合でも、実態上これを切り分けて收受することは困難であり、「運送に直接伴うものではない料金」と解して差し支えない。

タクシーの乗降に係る料金の設定に係る一問一答

問 1. 障害者に対し、乗降（スロープ等で車両に乗り降りする行為をいう。以下同じ。）前後にタクシーと施設間等の介助（介護）的行為を行う際の料金は「乗降に係る料金」に該当するのか。

（答）「乗降に係る料金」には該当せず、「運送に直接伴うものでない料金」として収受することが可能であり、料金の認可等の手続は不要です。

問 2. 障害者から、乗降前後に長時間の付き添いを依頼された際に収受する料金は「乗降に係る料金」に該当するのか。

（答）「乗降に係る料金」には該当せず、「運送に直接伴うものでない料金」として収受することが可能であり、料金の認可等の手続は不要です。

問 3. 福祉限定事業者が保有するUDタクシーや福祉自動車で、障害者に対し、乗降に係る料金を収受することは認められるのか。

（答）福祉限定事業者が保有する車両又は一般タクシー事業者が福祉限定車両として届出した車両であれば、UDタクシーや福祉自動車、ウェルキャブ等の車両（助手席回転シート・車いす仕様車等）であっても、車両の内容を問わず、「乗降に係る料金」として収受することが可能であり、料金の認可等の手続は不要です。

問 4. 福祉限定事業者が保有するUDタクシーで、障害者に対し、移乗の手伝いをする行為に係る料金を収受することは認められるのか。

（答）問 3. のとおり、福祉限定事業者が保有する車両であれば、車両の内容を問わず、UDタクシーであっても、「乗降に係る料金」として収受することが可能であり、料金の認可等の手続は不要です。

問 5. 福祉限定事業者が保有するセダン型タクシーで、障害者に対し、移乗の手伝いをする行為に係る料金を収受することは認められるのか。

（答）問 3. のとおり、福祉限定事業者が保有する車両であれば、車両の内容を問わず、セダン型タクシーであっても、「乗降に係る料金」として収受することが可能であり、料金の認可等の手続は不要です。

問6. 一般のタクシー事業者が、予約に基づいて配車する場合に、旅客が乗降に係る料金を支払うことを予め合意していれば、当該料金を収受することは認められるのか。

(答) 事前に旅客の合意がある場合でも、乗降に係る料金は運送と密接不可分であり、不当で差別的な取扱いとみなされることから、認められません。ただし、問3のとおり、福祉限定事業者が保有する車両又は一般タクシー事業者が福祉限定車両として届出した車両であれば、乗降に係る料金を収受することが可能です。

問7. 車いす利用者の乗降介助中に車いす利用者が傷害を負った場合、自賠責保険の対象となるのか。

(答) 乗降に係る料金の収受は、道路運送法上に基づき行われるものであり、これまでから運用されている自賠責保険の対象範囲を変えるものではありません。その上で、自賠責保険の対象となるか否かについては、当該事故の発生状況を踏まえ、個別に総合的な判断が行われることとなりますが、一般的には、当該車両の装置の用い方に従い適切に用いた上、自動車の運行によって生じた損害については、自動車損害賠償保障法に基づく自賠責保険の対象となると考えられます。